

## 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については電信一般  
 ○開合せ係(TEL 2172)に連絡ありたい。

大政事外外儀官  
務務 次次  
臣官官審審是長  
儀儀人電傳計  
書文会社海  
調査參企析調  
秘密傳密密

電信写

74年12月14日12時30分  
74年12月14日14時50分

韓國

本省

發着

ア北

外務大臣殿 後宮 大使 臨時代理大使 総領事 代理

旧軍人軍属等韓国人遺亡の引渡し問題(社説)

2873号 平

14日付朝鮮日報は「在日遺亡のほうかん問題」と題して要旨次のとおり論じている。

1. 日本から2回目の韓国人遺亡が故国に帰ってくると報道なされた。われわれと日本との過去の関係をのせたこのような生々しい事實を確認する韓国人の立場を日本人々はどう解しているのか知りたい気持で一ぱいである。この度の2回目のほうかん遺亡は、その全部ではなく、その遺族が韓国に居住していることが確認された分だけであつて、これは日本側の国勢による結果であり。もが方は一括ほうかんを主張して来た。

2. 補償問題においても日韓国交正常化会談當時、請求権問題の解決によつてこの問題も結末がついたものと両国間で原則的合意をみている模様であるが、まだ遺族側の補償問題の主張(1体当たり100万円支給)は止まずに続けてゐる。この問題は形式的、事務的、手続き的な面でのみ取上げるべきか。それともより深い両国間の歴史的関係と人

## 注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL 2172)に連絡ありたい。

道主義的見地から取上げるかによつて補償問題の解決はそ  
う難しいとは思われず、特にこの点日本側の度量に訴えを  
い。

3. この度のほうかんで、われわれの注視している問題が  
別にある。この度の韓国人遺こつの一部分ほうかんは日本  
側のいわゆる「遺族主義」の固執のためであるが、韓国側  
が一括ほうかんを主張しているのに対して、日本側がこれ  
に応じない理由が何であるのかはつきりしていない。即ち  
、日本側はその遺族が判明しない場合にはえいきゅうに日  
本にはう安する積りでいるのか。または、韓国に送れば遺  
こつが損しようを受けるとでも思つているのか。えいきゅ  
うにはう安するとすればだれが管理するのか等々である。  
このような人道的問題に関心が深いものであるならば、補  
償問題などにおいてもけちな考え方を持つべきではないので  
あって、この点理解し難い。

4. 次は北鮮出身者の遺こつ問題である。現実問題として  
現在ではこれらの遺こつを北鮮にほうかんすることが出来  
ない事情にあるので、日本としては韓国にその遺こつを引  
渡し、同族同して遺族をさがし出し引渡すという方法がず  
つと道義的で、合理的方法ではないだろうかと思う。また  
、現在、南北対話が継続中であり、南北せき十字会談もこ  
れに含まれているから、このような南北対話機構を通じて

## 注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般  
問合せ係 (TEL.2172) に連絡ありたい。

北鮮へ引渡すという方法をとるならば日本としては朝鮮統一を望んでいるという名分を生かすとともに、実質面でこれに協調する結果にもなるものと考える。このようにすれば合せて日本は遺物を保管続ける負担からの責任も免れることができると想る。日本側の道義的良識に訴えるものである。

(了)